

職場の合理的配慮について学ぼう

平成28年4月から施行された障害者差別解消法における合理的配慮について、具体的にはどのような内容なのか、雇用する側、雇用される側の視点から職場での合理的配慮について学びます。

講師には千歳公共職業安定所（ハローワーク千歳）職業相談部門 雇用指導官をお招きします。

誰にとっても働きやすい職場について、考えてみませんか？

日付：平成31年1月29日 火曜日

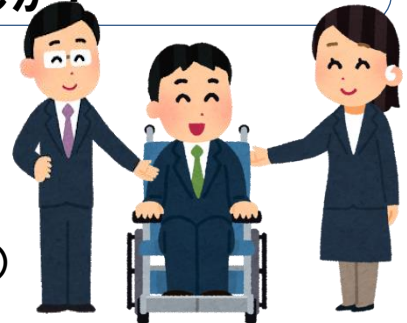
時間：15：30～17：00

場所：恵庭市民会館 視聴覚室（恵庭市新町10番地（市役所隣））

対象：企業担当者・障がいがある方の就労支援に携わっている方

定員：30名

申し込み：裏面の申し込み用紙にご記入の上 FAX でのお申し込みをお願いします。電話での申し込みも受け付けております。



<申し込み・問い合わせ先>

恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと

(TEL)0123-33-8222 (FAX)0123-34-7744

(E-mail)e-flat.syougai@bz03.plala.or.jp



FAX送信票

【送付先】 恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと

FAX 0123-34-7744

【参加申し込み】 この用紙をそのままFAX送信票としてお使いください。

第33回 ^{【い】} e-ふらっとと学ぼう

『職場の合理的配慮について学ぼう』

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。(定員に達しない場合は当日受付可)

平成 年 月 日申し込み

所属機関名	
連絡先	TEL() FAX() E-mail()
参加者氏名 (複数可)	